

《予算関係案件》

議第1号 令和7年度 南和広域医療企業団 病院事業会計予算について

【議案資料 1】

《条例改正関係案件》

議第2号 南和広域医療企業団 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

【議案資料 2】

議第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

【議案資料 3】

議第4号 南和広域医療企業団 病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例について

【議案資料 4】

《人事案件》

同第1号 南和広域医療企業団 監査委員の選任につき同意を求めることについて

【議案資料 5】

3病院の連携強化による稼働率及び診療単価の向上を踏まえて医業収益を計上。
 医業費用については、物価高騰の中で、経費の節減に努めたが、人事委員会勧告対応等による給与
 費の増や外科整形材料費の増等により医業費用が増加。
 その結果、168百万円の赤字予算となった。

(単位:百万円)

	R7予算(案)	R6予算	増減	説明
病院事業収益(特別利益除く)	11,553	11,278	275	
(1)医業収益	9,887	9,685	202	
①入院収益	6,198	5,979	219	平均在院日数短縮による診療単価の増、吉野・五條病院の病床をフル稼働することによる増
②外来収益	2,981	3,009	▲ 28	高額医薬品利用者(難病)の減・MRIの増設による増
③その他医業収益	327	297	30	個室料改定による増・シンプル脳ドック開始による増
④国・県補助金	23	47	▲ 24	退職手当にかかる県補助金の減
⑤他会計負担金	358	353	5	
(2)医業外収益	1,550	1,472	78	交付税単価改定による負担金の増
(3)看護師養成事業収益	116	121	▲ 5	
病院事業費用(特別損失・予備費除く)	11,717	11,402	315	
(1)医業費用	11,489	11,161	328	
①給与費	5,853	5,586	267	人事委員会勧告対応等による増
②材料費	2,219	2,166	53	外科整形材料費の増
③経費	2,438	2,445	▲ 7	
④減価償却費	950	923	27	MRI増設に伴う増
⑤その他医業費用	29	41	▲ 12	
(2)医業外費用	81	83	▲ 2	
(3)看護師養成事業費用	147	158	▲ 11	
経常利益(損失)※1-2	▲ 164	▲ 124	▲ 40	
特別利益	2	2	0	
特別損失	4	4	0	
予備費	2	2	0	
純利益(純損失)※3+4-5-6	▲ 168	▲ 128	▲ 40	

令和7年度 南和広域医療企業団病院事業会計当初予算(案)概要について

収益的収入及び支出

収入

<南奈良総合医療センター>		9,147,236	千円
第1項	医業収益	7,898,365	千円
第2項	医業外収益	1,131,542	千円
第3項	看護師養成事業収益	116,329	千円
第4項	特別利益	1,000	千円
<吉野病院>		1,234,685	千円
第1項	医業収益	1,045,256	千円
第2項	医業外収益	188,929	千円
第3項	看護師養成事業収益	0	千円
第4項	特別利益	500	千円
<五條病院>		1,174,135	千円
第1項	医業収益	943,718	千円
第2項	医業外収益	229,917	千円
第3項	看護師養成事業収益	0	千円
第4項	特別利益	500	千円
収入合計		11,556,056	千円

支出

<南奈良総合医療センター>		9,332,640	千円
第1項	医業費用	9,107,908	千円
第2項	医業外費用	75,454	千円
第3項	看護師養成事業費用	147,278	千円
第4項	特別損失	1,500	千円
第5項	予備費	500	千円
<吉野病院>		1,189,105	千円
第1項	医業費用	1,183,968	千円
第2項	医業外費用	3,137	千円
第3項	看護師養成事業費用	0	千円
第4項	特別損失	1,500	千円
第5項	予備費	500	千円
<五條病院>		1,201,504	千円
第1項	医業費用	1,197,585	千円
第2項	医業外費用	1,919	千円
第3項	看護師養成事業費用	0	千円
第4項	特別損失	1,500	千円
第5項	予備費	500	千円
支出合計		11,723,249	千円

収支差引 (単位:千円)

<南奈良>	△ 185,404
<吉野病院>	45,580
<五條病院>	△ 27,369
<企業団合計>	△ 167,193

資本的収入及び支出

収入

<南奈良総合医療センター>		636,420	千円
第1項	国・県補助金	161,638	千円
第2項	他会計負担金	315,158	千円
第3項	企業債	133,058	千円
第4項	他会計借入金	26,566	千円
<吉野病院>		17,805	千円
第1項	国・県補助金	5,399	千円
第2項	他会計負担金	3,071	千円
第3項	企業債	8,019	千円
第4項	他会計借入金	1,316	千円
<五條病院>		13,778	千円
第1項	国・県補助金	5,399	千円
第2項	他会計負担金	2,350	千円
第3項	企業債	5,022	千円
第4項	他会計借入金	1,007	千円
収入合計		668,003	千円

支出

<南奈良総合医療センター>		831,491	千円
第1項	建設改良費	277,607	千円
第2項	企業債償還金	447,031	千円
第3項	県借入返還金	106,853	千円
<吉野病院>		19,472	千円
第1項	建設改良費	19,472	千円
第2項	企業債償還金	0	千円
第3項	県借入返還金	0	千円
<五條病院>		24,654	千円
第1項	建設改良費	21,285	千円
第2項	企業債償還金	0	千円
第3項	県借入返還金	3,389	千円
支出合計		875,617	千円

収支差引 (単位:千円)

<南奈良>	△ 195,071
<吉野病院>	△ 1,667
<五條病院>	△ 10,876
<企業団合計>	△ 207,614

※ 資本的収入が資本的支出に対して不足する額 207,614千円は損益勘定留保資金で補てんする予定

令和7年度 南和広域医療企業団病院事業会計当初予算増減理由

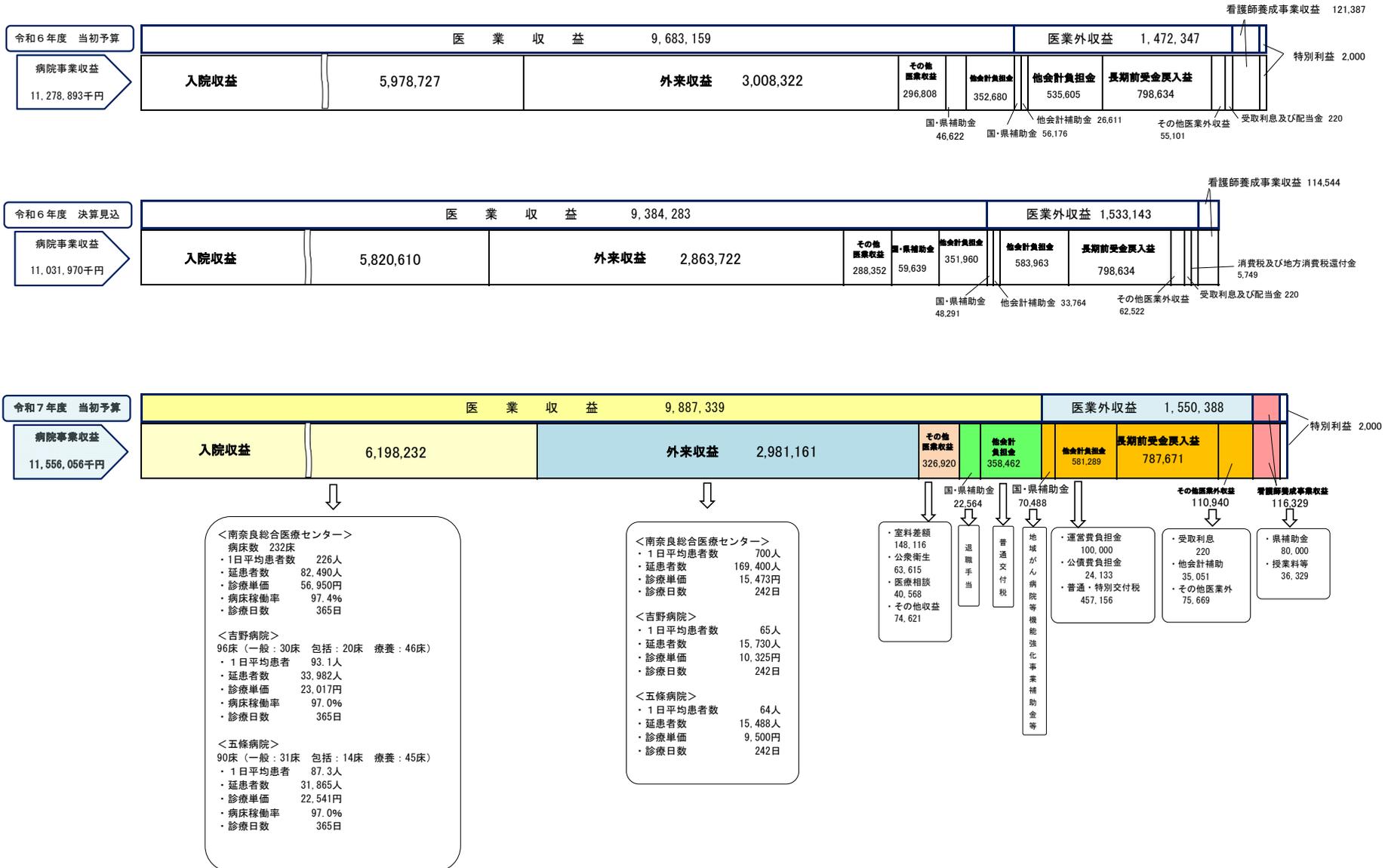
(単位:百万円)

	令和7年度 予算(案)	令和6年度 予 算	対令和6年度予算 増減額	主な理由	令和6年度 決算見込	備 考
1 病院事業収益	11,553	11,278	275		11,032	
医業収益	9,887	9,685	202		9,384	
入院収益	6,198	5,979	219	平均在院日数短縮による診療単価の増 吉野・五條病院の病床をフル稼働することによる増	5,821	
外来収益	2,981	3,009	△ 28	高額医薬品利用者(難病)の減 MRIの増設による増	2,864	
その他医業収益	327	297	30	個室料改定による増・シンプル脳ドック開始による増	288	
国・県補助金	23	47	△ 24	退職手当にかかる県補助金の減	59	
他会計負担金	358	353	5		352	
医業外収益	1,550	1,472	78	交付税単価改定による負担金の増	1,533	
看護師養成事業収益	116	121	△ 5		115	
2 病院事業費用	11,717	11,402	315		11,099	
医業費用	11,489	11,161	328		10,890	
給与費	5,853	5,586	267	人事委員会勧告対応等による増	5,372	
材料費	2,219	2,166	53	外科整形材料費の増	2,218	
経費	2,438	2,445	△ 7		2,340	
減価償却費	950	923	27	MRI増設に伴う増	920	
その他医業費用	29	41	△ 12		40	
医業外費用	81	83	△ 2		73	
看護師養成事業費用	147	158	△ 11		136	
3 経常利益(損失)	△ 164	△ 124	△ 40		△ 67	
4 特別利益	2	2	0		0	
5 特別損失	4	4	0		0	
6 予備費	2	2	0		0	
7 純利益(純損失)	△ 168	△ 128	△ 40		△ 67	

令和7年度 南和広域医療企業団病院事業会計 収益的収支当初予算（案） ー収入の部ー

収益的収入

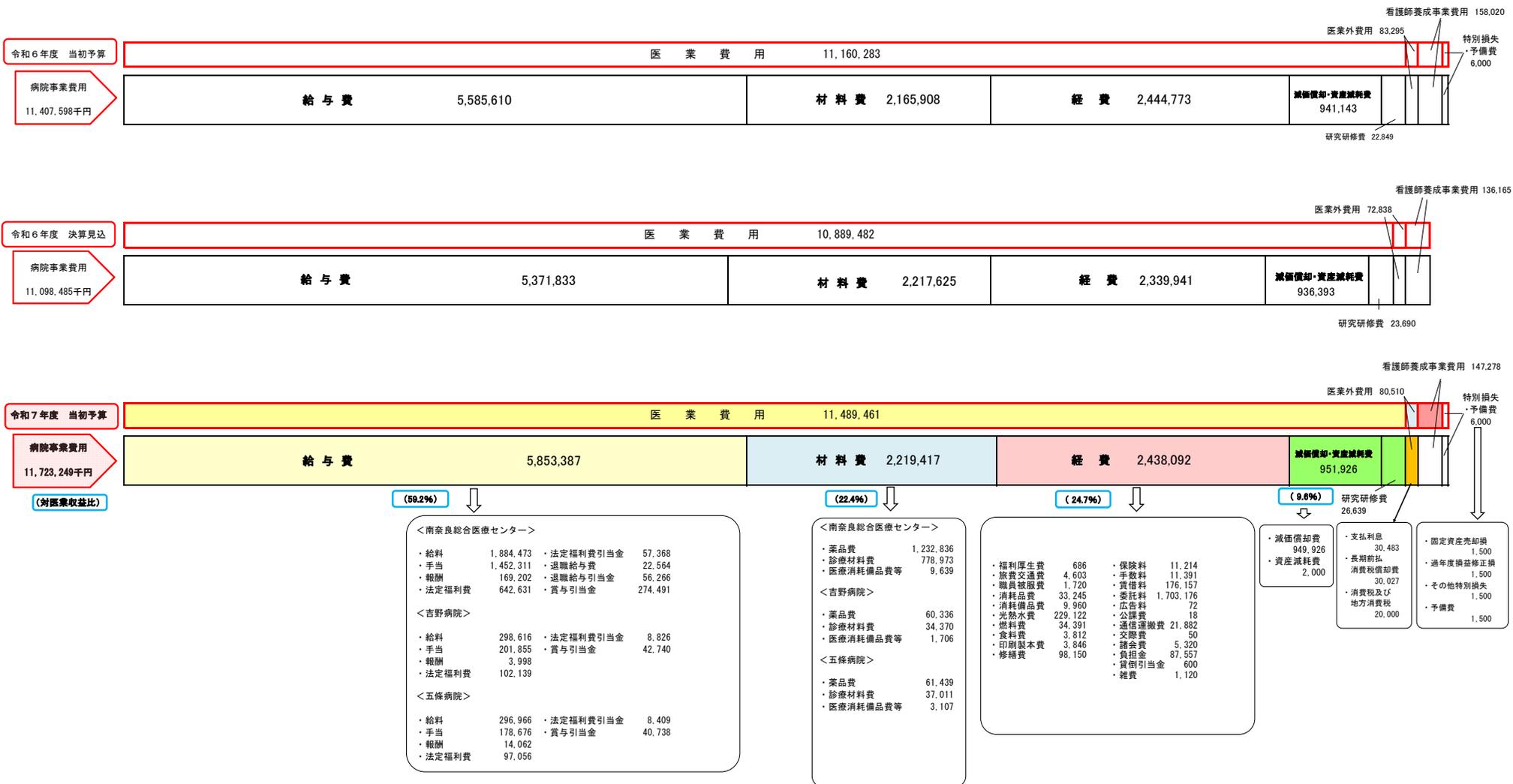
（単位：千円）



令和7年度 南和広域医療企業団病院事業会計 収益の収支当初予算(案) -費用の部-

収益の支出

(単位:千円)



令和7年度 南和広域医療企業団病院事業会計 資本的収支当初予算（案）

資本的収入

（単位：千円）

令和7年度 当初予算	補助金 172,436	負担金 320,579	他会計借入金 28,889	企業債 146,099
資本的収入 668,003千円	国・県補助金 172,436	他会計負担金 320,579	他会計借入金 28,889	企業債 146,099

↓

・南奈良 電子カルテ共有サービス事業 6,542 へき地医療拠点病院設備整備事業 33,000 電子カルテにかかる地方債償還補助金（奈良県） 122,096	
・吉野 電子カルテ共有サービス事業 5,399	
・五條 電子カルテ共有サービス事業 5,399	

資本的支出

（単位：千円）

令和7年度 当初予算	建設改良費 318,344	企業債償還金 447,031	借入金返還金 110,242
資本的支出 875,617千円	病院改築事業費 70,714	機器・備品 247,630	企業債償還金 447,031
			他会計借入金返還金 56,469 県借入金返還金 53,773

<病院改築事業費>

・LED化工事	60,000
・エアコン更新工事	5,214
・非常用自家発電装置更新設計委託	5,500

<機器・備品購入費>

・電子カルテ共有サービス事業	29,609
・その他機器・備品購入費	198,021
・突発的故障に伴う更新	20,000

↓

・南奈良	50,384
・五條	3,389

※ 資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額207,614千円は
損益勘定留保資金から補てんする予定

令和7年度建設改良費一覧表

【病院改築事業費関連】

(単位：千円)

病院名	科目	名称	数量
南奈良総合医療センター	工事請負費	LED化工事	1
		小計	¥ 60,000
吉野病院	工事請負費	エアコン更新工事	1
		小計	¥ 5,214
五條病院	工事事務費	非常用自家発電設備更新設計委託	1
		小計	¥ 5,500
合計			¥ 70,714

【器械備品購入費 補助金関連】

(単位：千円)

病院名	科目	名称	数量
南奈良総合医療センター	医療器械購入費	内視鏡システム一式	1
	医療器械購入費	携帯用超音波検査装置	1
	医療器械購入費	歩行分析計	1
	医療器械購入費	ハイスピードドリル	1
	医療器械購入費	関節用鏡視下システム一式	1
	医療器械購入費	シェーバーハンドピース	1
	医療器械購入費	超音波診断装置	1
	医療器械購入費	脳外科手術用ナビゲーションシステム	1
	医療器械購入費	SPモータードリル	1
	医療器械購入費	血小板凝集測定装置	1
	医療器械購入費	ポケットエコー	1
	医療器械購入費	手持眼圧計	1
	医療器械購入費	モーセレータシステム	1
	医療器械購入費	生体情報モニタ	1
	医療器械購入費	手術用支脚器	1
	器具備品購入費	医療用電動ベッド	1

南奈良総合医療センター	医療器械購入費	聴力検査装置	1
	器具備品購入費	患者用ベッド	1
	医療器械購入費	汎用超音波画像診断装置	1
	医療器械購入費	呼吸機能検査装置	1
	医療器械購入費	診断用X線撮影装置	4
	医療器械購入費	ベルト電極式骨格筋電気刺激装置	1
	医療器械購入費	輸液ポンプ	1
	医療器械購入費	セントラルモニタ	1
	医療器械購入費	シリンジポンプ	1
	医療器械購入費	自動体外式除細動器	1
	医療器械購入費	睡眠評価装置	1
	器具備品購入費	電気温蔵庫	1
	器具備品購入費	常時四輪ロック見守り食事テーブル	1
	医療器械購入費	電子カルテ共有サービス	1
	小計	¥ 166,379	
吉野病院	医療器械購入費	電子カルテ共有サービス	1
	器具備品購入費	ミキサー	1
	小計	¥ 9,258	
五條病院	医療器械購入費	電子カルテ共有サービス	1
	医療器械購入費	心電計	1
	器具備品購入費	電気温蔵庫	1
	器具備品購入費	ミキサー	1
	小計	¥ 10,765	
合計			¥ 186,402

【器械備品購入費関連】

(単位：千円)

病院名	科目	名称	数量
南奈良総合医療センター	医療器械購入費	電子カルテシステム等医療情報システムに係るサイバーセキュリティ(システム変更)	1
		合計	¥ 41,228

南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1. 改正趣旨

雇用保険法の改正に伴い、就業促進手当に相当する退職手当の支給対象者の範囲の変更等を行うため、奈良県における条例改正に準じ、所要の改正を行う。

<公務員と雇用保険法との関連について>

公務員は身分が保障されており、景気変動による失業が予想されにくいことから、一部の者を除き雇用保険法の適用が除外(同法第6条)されているところ。しかし、公務員といえども、退職後に失業している場合は、雇用保険法の失業給付程度のもはこれを保障する必要があること等から、国家公務員の取扱いに準じ、条例第18条が規定されており、退職手当の額が雇用保険の失業等給付相当額を下回る場合に、その差額を失業者の退職手当として支給することとしている。

2. 改正概要

◆雇用保険法改正関係

(1) 就業促進手当に相当する退職手当の支給対象者の範囲の変更

就業促進手当(雇用保険給付の一種で、早期の再就職を支援するために支給される手当)のうち、安定した職業以外の職業に早期再就職した場合に支給される就業手当が廃止されることに伴い、退職手当の支給対象者を安定した職業に就いた者に限ることとする。

<参考>

就業促進手当の概要・改正内容

	就業手当	再就職手当
概要	受給資格者が <u>職業に就いた場合</u> であって、所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して就業をした場合に、就業日ごとに基本手当日額の30%相当額を支給(再就職手当の対象とする就職を除く。)	受給資格者が <u>安定した職業(1年超の雇用見込みのある職業等)</u> に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上を残して再就職した場合に支給残日数の60%又は70%に基本手当日額を乗じた額の一時金を支給
改正内容	<u>廃止</u>	変更なし

(2) 地域延長給付の特例措置期間の延長

平成29年4月から特例措置として導入された地域延長給付(雇用機会が不足する地域における給付日数の延長)について、令和9年3月まで延長する。

3. 施行期日等

- (1) 令和7年4月1日から施行する。
- (2) その他所要の経過規定を置く

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1. 改正趣旨

刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)が令和7年6月1日に施行されることに伴い、関係条例について拘禁刑の新設等に伴う規定の整備を行うため、所要の改正をしようとするものである。

<刑法等一部改正法の概要(条例改正に関わる部分)>

1. 改正の主な内容

- ・懲役及び禁錮を廃止し、これに代えて拘禁刑を創設する。

2. 施行日

公布日(令和4年6月17日)から起算して3年を超えない範囲内で政令で定める日



刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
(令和5年11月10日政令第318号)

刑法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和7年6月1日とする。

3. その他

刑法等一部改正法の施行前にした行為の処罰及び人の資格に関する法令の適用等について、所要の経過措置を設ける。

2. 改正概要

次の関係条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める等の所要の規定の整備を行う。

- ・南和広域医療企業団職員の分限に関する条例
- ・南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例

3. 施行期日等

- (1) 令和7年6月1日から施行する。
- (2) その他所要の経過規定を置く

南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部改正について

1. 改正趣旨

人件費や物件費等の高騰により、病院収益が圧迫される中、病院収益を改善するため、南奈良総合医療センターの室料（地域外の者のみ）の改正を行うもの。

2. 主なポイント

○室料の改正

南和広域医療企業団構成団体地域外からの入院患者が、南奈良総合医療センターの個室を利用する場合の室料を改正する。

特室 1日につき 11,000円 → 1日につき 16,500円

A室 1日につき 7,700円 → 1日につき 9,900円

3. 主な改正内容

現行

別表(第2条関係)

		南奈良総合医療センター	吉野病院	五條病院
室料	特室	1日につき 11,000円	一般病床 1日につき 7,700円 療養病床 1日につき 4,400円	
	A室	1日につき 7,700円		
	B室		1日につき 5,500円	1日につき 5,500円
	C室		1日につき 3,300円	1日につき 3,300円
	D室(2床室)		1日につき 1,100円	



改正後

別表(第2条関係)

		南奈良総合医療センター	吉野病院	五條病院
室料	特室	構成団体外 1日につき 16,500円 構成団体内 1日につき 11,000円	一般病床 1日につき 7,700円 療養病床 1日につき 4,400円	
	A室	構成団体外 1日につき 9,900円 構成団体内 1日につき 7,700円		
	B室		1日につき 5,500円	1日につき 5,500円
	C室		1日につき 3,300円	1日につき 3,300円
	D室(2床室)		1日につき 1,100円	

4. 施行日

令和7年4月1日から施行する。

南和広域医療企業団監査委員の選任について

○南和広域医療企業団規約第12条の規定に基づき、企業団には識見監査委員1名と議会選出監査委員1名の2名が選任されており、任期は南和広域医療企業団規約第12条第3項により4年と規定されています。

- ①識見監査委員(代表監査) 高野 馨 氏
任期:令和3年2月26日～令和7年2月25日
- ②議会選出監査委員 別所 誠司 氏(野迫川村選出)
任期:令和6年2月28日～令和10年2月27日

○今回、任期満了となる高野氏は、奈良県職員として、奈良県税事務所長(総務部次長)などを歴任し、退職後は黒滝村の副村長を務められたことなどから、行政経験も豊富であり、令和3年2月から4年間、企業団識見監査委員として監査を適正に行っていたと考えております。よって引き続き監査委員を依頼したいと考えます。

高野 馨 氏

- 生年月日 昭和28年 4月 3日
- 住所 奈良県吉野郡大淀町
- 経歴 平成20年 4月 奈良県議会議事課長
平成23年 4月 奈良県個人住民税滞納整理室長
平成24年 4月 奈良県税事務所長(総務部次長)
平成25年12月 奈良県退職
平成26年 1月 黒滝村副村長
平成29年 3月 黒滝村副村長退職
令和 3年 2月 南和広域医療企業団識見(代表)監査委員

参考

南和広域医療企業団規約(抄)

(監査委員)

第12条 企業団に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、企業長が企業団議会の同意を得て、病院事業の経営管理に関し識見を有する者のうちから選任する。

3 監査委員の任期は、4年とする、ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

※ 監査委員の選任は議会同意事項となるため、令和7年第1回定例会に上程させていただき、本件の同意をいただく予定です。